



外食業の皆さまへ

米トレーサビリティ制度※が はじまっています

米トレーサビリティ制度※の目的

- 生産から販売・提供までの各段階を通じ、米・米加工品の移動をわかるようにすることです。
- 問題が発生した場合などに流通ルートを速やかに特定でき、事業者にとっても、コストをかけずに混乱や消費者の買い控えを避けることができます。

※「米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律」



外食業の皆さまの取組も必要ですので、ご協力をお願いします。



伝票を受領

お米を入荷した際には、伝票等（納品書など）を受領するか、取引記録を作成してください。



3年間保存

受領した伝票や、作成した記録等は3年間保存してください。

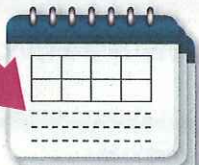


産地を伝達

ご飯を提供する際には、お米の産地を消費者へ伝えてください。
米飯類のみ産地情報の伝達が必要です。



入荷



保存（3年間）



産地情報の
伝達



外食業の皆さまだけでなく、米・米加工品に関わる全ての事業者が、同様の取組を行わなければならないことになっています。

農林水産省



取引等の記録の作成・保存が必要です。 <平成22年10月1日施行>

✓ 伝票等についての確認事項

〔 実際の取引において取り交わされる伝票類(帳簿でも可)において、下記に掲げる事項が記載されていれば、それを保存しておくことで、記録を作成・保存したことになります。〕

✓ 対象品目の確認(米トレーサビリティ制度の対象品目は以下の品目です。)

- ☐ 精米、玄米、雑穀ブレンド米 等
- ☐ 米粉等の中間原材料
- ☐ 米飯類(ご飯、冷凍ご飯、包装米飯 等)
- ☐ 清酒、単式蒸留しょうちゅう、みりん 等

✓ 伝票の内容の確認

- ☐ 品名 (取引において通常用いている名称)
- ☐ 産地(注) (「国産」「〇〇国産」「〇〇県産」等)
- ☐ 数量 (取引において通常用いている単位)
- ☐ 年月日 (搬出入した日[困難な場合は、受発注日等])
- ☐ 取引先名 (取引先の氏名又は名称)
- ☐ 搬出入した場所 (その場所が特定できるような名称及び所在地)



！ 生産者から小売業者、外食業者に至る流通経路全体でのトレーサビリティの確保のため、伝票等を保存していなかった場合には… 罰則規定(50万円以下の罰金)が適用になります。



一般消費者への産地情報の伝達(注)が必要です。 <平成23年7月1日施行>

※米飯類のみ産地情報の伝達が必要です。伝達の方法は、メニューへの表記、店内での掲示など実情に合わせて選べます。

冊子メニューに表記する例

MENU	
お米(産地不明)	600円
お米(産地不明)	600円
お米(産地不明)	600円
お米(産地不明)	600円
お米(産地不明)	600円
お米(産地不明)	600円
お米(産地不明)	600円
お米(産地不明)	600円
お米(産地不明)	600円
お米(産地不明)	600円

国産
〇〇国産
〇〇県産 等

MENU	
お米(産地不明)	600円
お米(産地不明)	600円
お米(産地不明)	600円
お米(産地不明)	600円
お米(産地不明)	600円
お米(産地不明)	600円
お米(産地不明)	600円
お米(産地不明)	600円
お米(産地不明)	600円
お米(産地不明)	600円

産地情報については、店員におたずね下さい。

個別メニューごとの表記例

MENU	
お米(産地不明)	600円
お米(産地不明)	600円
お米(産地不明)	600円
お米(産地不明)	600円
お米(産地不明)	600円
お米(産地不明)	600円
お米(産地不明)	600円
お米(産地不明)	600円
お米(産地不明)	600円
お米(産地不明)	600円

メニューによって米穀の産地が異なる場合

店内掲示の例



店内に産地を知ることができる方法を掲示

(その他)
知ることができる方法を掲示した上で、お客様相談窓口、Webサイトによる伝達も可。



国産
〇〇国産
〇〇県産 等

(その他)
● 店入口の立て看板、店内配布チラシ、ショップカード等でも可。

！ 消費者に正しく産地を伝達する観点から、

一般消費者への産地情報を伝達していなかった場合には… 勧告・命令を行い、当該命令に従わなかった場合には、罰則規定(50万円以下の罰金)が適用になります。

(注)産地の記録・記載の注意点

- ①「国産」「〇〇国産」「〇〇県産」等と記録。
- ②原材料に占める割合の多い順に記録。
- ③産地が3か国以上ある場合には、上位2か国のみ記載し、その他の産地を「その他」と記載可能。
- ④米飯類、もち、だんご、米菓、清酒、単式蒸留しょうちゅう、みりんについて、最終的な一般消費者販売用の容器・包装に入れられ、当該容器包装に産地が具体的に明記されている場合は、伝票等への産地

の記載は不要。

- ⑤平成23年7月1日より前に
 - a 国内で生産されたものについては、生産者から譲り渡された米穀
 - b 輸入されたものについては、国内需要者等に譲り渡された米穀、米加工品
 - c aの米穀、bの米穀又は米加工品を原料とする米加工品については、産地の記録は不要。

お問い合わせ先

○九州農政局
○九州農政局長崎地域センター
〒852-8106
長崎市岩川町16-16

TEL: 096-211-9111(代)

TEL: 095-845-7128

FAX: 095-845-7186

●農林水産省のHPでは、米トレーサビリティ法についての詳しい情報を掲載しています。

URL http://www.maff.go.jp/j/soushoku/keikaku/kome_toresa/index.html

米トレーサビリティ法

検索